

本裁決書は行政不服審査法第 85 条の規定により公表するものです。

## 裁決書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

処分庁 生駒市長 小紫 雅史

審査請求人が令和 2 年 1 0 月 2 3 日付けで提起した生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）第 1 1 条 3 号の規定による行政文書部分開示決定処分に対する審査請求について、次のとおり決定する。

## 主文

生駒市長が審査請求人に対し令和 2 年 9 月 7 日付け「生○○第○○号」でした処分のうち、評価項目を不開示とした部分を取り消し、開示する。しかし各面接担当者の氏名、各受験者の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間並びに各面接担当者による評価内容を不開示とした部分については本件審査請求を棄却する。

## 理由

### 第 1 事案の概要

本件は、審査請求人が、生駒市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき、生駒市長(以下「市長」という。)に対し、「令和元年度社会人対象生駒市職員採用試験 2 次試験及び 3 次試験の選考に係る面接官ごとの採点表」(以下「本件行政文書」という。)の開示を請求したところ、市長が本件行政文書の一部を不開示とする決定(以下「本件処分」という。)をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分のうち、各面接担当者の氏名、各受験者の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間、評価項目並びに各面接担当者による評価内容を不開示とした部分の取消しと開示を求めるものである。

## 第2 審査請求人の主張要旨

### (1) 市長、副市長、教育長及び水道事業管理者を除く面接担当者の氏名について

#### 1 審査請求の趣旨

市長が審査請求人に対して行った本件処分のうち、市長、副市長、教育長及び水道事業管理者を除く面接担当者の氏名を不開示とした部分を取り消し、開示する。

#### 2 審査請求の理由

開示した場合、各試験担当者に対し、受験者の接触を誘発し、又は不当な圧力などが発生するおそれがあり、採用試験の公正円滑な執行に著しい支障が生じ、条例第7条第5号エに該当するとされるが、令和元年度社会人対象生駒市職員採用試験は、株式会社エン・ジャパンとの提携によってテレワークや副業を可能とする勤務形態で採用しており、例年の社会人採用とは採用方法も異なる。反復継続的な事務でもなく、これらの情報が今後の採用試験の公正な実施や、試験担当者の接触を誘発する恐れもない。むしろ、当該情報を開示することは、当該試験が公正に実施されていることを証することに資するものとする。

### (2) 各受験者の面接に係る集合時間・開始時間及び終了時間について

#### 1 審査請求の趣旨

市長が審査請求人に対して行った本件処分のうち、各受験者の面接に係る集合時間・開始時間及び終了時間を不開示とした部分を取り消し、開示する。

#### 2 審査請求の理由

前後の受験者の点数を知るところとなっても、本人同士が自らの意思で個人情報を出さない限り、人物の特定にはつながらない。当該情報は受験者が等しく面接時間を確保されているかどうか、面接試験の公平性の検証に欠かせない情報であり、公開すべきである。

### (3) 評価項目について

#### 1 審査請求の趣旨

市長が審査請求人に対して行った本件処分のうち、評価項目を不開示とした部分を取り消し、開示する。

#### 2 審査請求の理由

市長は自著『公務員面接を打ち抜く力』第1章において、『『人物重視』採用の面接で問われていること』として具体的な評価の視点をあげている。生駒市の職員に採用されたい受験生であれば、自身に「有利な面接試験対策」として本著を「先行して」読むことは想像に難しくなく、実際、公務員予備校でも対策本としているが、その対策本の著者である市長自ら3次面接に入り、採点にも関わっているため、むしろチェックポイント

を公表し、情報格差をなくすことが受験者の公平につながり、面接試験が公正な競争となる。これは、本著や市長のインタビュー記事を自身が運営するサイト「地方自治体を応援するメディア」で紹介する編集長の〇〇〇〇氏も、本件に係る令和元年度社会人卒業生駒市職員採用試験に応募し、採用されている事実があることからいえる。

また、採用試験において「自己の能力や経験」を「誇張」することは、当該情報の開示の有無にかかわらず、採用されたいと思うのであれば、その程度に差はあれ、当然ありえることであり、開示しないことの理由には当たらない。

#### (4) 各面接担当者による評価内容について

##### 1 審査請求の趣旨

市長が審査請求人に対して行った本件処分のうち、各面接担当者による評価内容を不開示とした部分を取り消し、開示する。

##### 2 審査請求の理由

この情報の各項目の「評価」こそ、各面接官の最終的な得点の元情報になるものであり、公表すべきである。

また、個人の権利利益を含む情報とそうでない情報を区別したうえで、後者については公開すべきである。

さらに、「面接試験時の評価の指標を公にすることと実質的に同様の結果を招き、当該情報を取得した受験者に先行して有利な面接試験対策となりうる試験技術を与えてしまう」というが、市長は自著『公務員面接を打ち抜く力』第1章において、「『人物重視』採用の面接で問われていること」として具体的な評価の視点をあげている。生駒市の職員に採用されたい受験生であれば、自身に「有利な面接試験対策」として本著を「先行して」読むことは想像に難しくなく、実際、公務員予備校でも対策本としているが、その対策本の著者である市長自ら3次面接に入り、採点にも関わっているため、むしろチェックポイントを公表し、情報格差をなくすことが受験者の公平につながり、面接試験が公正な競争となる。これは、本著や市長のインタビュー記事を自身が運営するサイト「地方自治体を応援するメディア」で紹介する編集長の〇〇〇〇氏も、本件に係る令和元年度社会人卒業生駒市職員採用試験に応募し、採用されている事実があることからいえる。面接試験における正確な評価が困難になるのであれば、「チェックポイントの項目」を伏せて、「チェックポイントの内容及びコメント」のみを開示すれば済むことである。仮にそれにチェックポイントが知れる表現が含まれるとしても、本件は、「プロ人材」採用は毎年反復されるものでないので公開には支障がないと考える。

また、「当該情報を開示することが前提となれば面接官が率直な評価を控えて一般的な表現に差し替えるなど面接試験の評価そのものが形骸化するおそれがある」、「面接官になることを拒否する職員が現れる」とも述べるが、少なくとも2次面接の面接官及び3次面接の外部面接官の氏名は公表されていないので、その主張は当たらない。

そして、「当該情報を開示することが前提となれば」とあるが、プロ人材採用試験は毎年予定されているものではないため、本件が開示対象となっても毎年の採用試験に適用されるものではないと考える。

### 第3 決定の理由

#### (1) 市長、副市長、教育長及び水道事業管理者を除く面接担当者の氏名について

面接担当者については、広く氏名等が公になっている市長など特定の職にある者を除き、その氏名を開示した場合、不合格とされた者から思い込みや誤解による、理不尽な、的外れの執拗な不満や抗議等の声が寄せられるのみならず、いわゆるSNSなどを介して、怨恨による誹謗中傷にさらされ、さらには虚偽の事実を適示した誹謗中傷が広く拡散されるなどすることを危惧し、適切な面接、とりわけ率直な質問をすることを萎縮し、その結果、適切な面接試験が実施できなくなるおそれがある。

そうすると、市長、副市長、教育長及び水道事業管理者を除く面接担当者の氏名は、条例第7条第5号エに定める人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報に当たると考える。

#### (2) 各受験者の面接に係る集合時間・開始時間及び終了時間について

各受験者の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間は、それぞれ、そのみでは、本来、条例第7条第1号が不開示情報として定める特定の個人が識別される個人に関する情報に当たらない。

しかしながら、

ア 本件処分では各受験者の合計点数が開示されている。

イ したがって、各受験者の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間が開示されると、各受験者は、自己の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間と照合することにより、自己の合計点数のみならず、受験順が自己と相前後する受験者の合計点数をも知ることが可能となる。

ウ 本件面接試験では、受験者は交代で面接会場へ出入りしたが、その際、受験者は、指定された待機場所において、受験順に、2名以上同席しており、当該受験者同士が会話を交わす機会もあったことから、自己が特定される情報を他の受験者に提供した受験者がいた可能性を否定できない。

そうすると、各受験者の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間を開示した場合、本件処分によって自己の合計得点が開示されることを予期せず、自己が特定される情報を他の受験者に提供した受験者の合計得点が、その前後の受験者の知り得るところとなってしまう可能性を否定できない。

したがって、各受験者の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間は、本来、そのみでは、条例第7条第1号が不開示情報として定める個人識別情報に当たらないが、

各受験者の合計得点が既に開示されているという特段の事情のある本件においては、その開示によって、当該合計得点に係る特定の個人を識別しうることとなる情報であるから、第7条第1号本文が不開示情報として規定する個人情報に該当すると考える。

### (3) 評価項目について

まず、要旨、評価項目を開示した場合、評価項目を知る受験者と知らない受験者に分かれる結果を招き、公正な競争による試験実施が不可能となる。

しかしながら、職員の採用試験は「競争による試験」であることからすれば、いかなる情報を、どのように得て、それをどのように試験に活用するかは、それ自体がすでに公正な競争の一環であるから、評価項目を知る受験者と知らない受験者が生じることが公正な競争による試験実施を不可能とするとはいえない。

また、要旨、受験者が当該情報を取得した場合、面接官の質問に対して自己の能力や経験の内容を誇張して回答するなどし、面接試験の目的である受験者の本来の能力、資質及び職務適性等を正確に評価することに支障が生じるおそれがある。

しかしながら、受験者が、質問に対し、自己の能力や経験の内容を誇張して回答することは、評価項目を事前に知っていることと因果関係があるとは考えられず、また、誇張であるかどうかを見極めるのも面接担当者の役割と責任のひとつであるから、評価項目を開示することが適正な試験実施に支障が生じるおそれがあるとはいえないと考える。

### (4) 各面接担当者による評価内容について

各面接担当者による各受験者に対する評価が記録された部分には、各評価項目に対応した評価が記号や数値で示されているほか、とりわけ自由記述欄であるコメント欄は、評価記入用紙にあらかじめ「コメント(全体印象や気づいた点などを記入)」と印字されていることからもうかがえるとおり、各面接担当者の各受験者に対する率直かつ具体的あるいは主観的な評価や印象ないし感想などが記録されているが、本件面接試験がその性質上、採用予定人数へのいわゆる絞り込みであることから、かなり辛辣な表現による評価あるいは印象も少なからず記録されている。

そうすると、これら各面接担当者による各受験者に対する評価は、条例第7条第1号本文が不開示情報として定める「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」個人に関する情報に当たると考える。

## 2 結論

市長が審査請求人に対し本件処分のうち、評価項目を不開示とした部分を取り消し、開示する。しかし各面接担当者の氏名、各受験者の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間並びに各面接担当者による評価内容を不開示とした部分については本件審査請求を棄

却する。

令和3年10月8日

生駒市長 小紫 雅史